

アレルギーで困ったときに 埼玉県の相談窓口・医療機関検索のご案内



さいたまっち

食べたら
症状が出た

アレルギーを診てくれる
医療機関を探したい

園・学校での
対応について相談したい



コバトン

電話相談

埼玉県アレルギー疾患相談室（埼玉医科大学病院内）

アレルギー疾患の患者さんやご家族、学校・保育所などの職員からのご相談を、看護師がお受けします。

 **049-276-1763**

相談日 月・水・金 13:00～15:00

※ 年末年始・祝日を除きます。

※ 相談時間の目安は15分程度です。

相談できること

- 症状について
- 薬・検査・治療について
- 日常生活や自己管理について
- 専門医療機関への受診について
- 学校・保育所などでの対応について

※ 生活管理指導表に関するご相談は、裏面「生活管理指導表に関する相談事業」をご利用ください。

食物アレルギー、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、花粉症、気管支ぜん息、薬剤など

**電話相談で多く寄せられた
質問をQ&Aで紹介しています。**

埼玉県アレルギー疾患相談室よくあるQ&A集（令和8年8月）

電話相談で多く寄せられた質問を分類別にまとめました。

相談分野

検査・診断	食物アレルギー	学校・医療機関	アレルギー性鼻炎・花粉症
治療・ケア	薬品・薬剤	ぜん息・咳	

埼玉県アレルギー疾患相談室
よくあるQ&A集



<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/allergy/allergy-soudansitu-qa.html>



アレルギーを診てくれる 医療機関を探したい

県内のアレルギー診療を行う医療機関を検索できます。

例えば…

- 生活管理指導表を作成できる
- アドレナリン自己投与薬を処方できる
- 食物経口負荷試験を実施している など

医療機関検索



<http://allergy.saitama-med.ac.jp/search.html>

※ 医療機関によって、紹介状の必要や予約方法が異なります。受診前に各医療機関へご確認ください。

学校・保育所・幼稚園などの教職員の方へ 園・学校などでのアレルギー対応に迷ったら 生活管理指導表に関する相談事業

学校、保育所、幼稚園等に提出された「アレルギー疾患生活管理指導表」について、専門の医師に相談できます。

相談できること

- 給食の食物除去について判断に迷う
- 指導表の記載内容の解釈に迷う
- 食物除去や管理について専門的な意見を聞きたい

相談方法

原則として、電子メールによる相談です。
相談方法・送付先は施設の種類等によって異なります。
県ホームページをご確認ください。

生活管理指導表 に関する相談事業



<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/allergy/shidouhyousoudan.html>

発行

埼玉県 保健医療部 疾病対策課 総務・疾病対策担当 ☎ 048-830-3598

